



発表項目	1月27日から2月20日までの要請に係る「まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)【令和4年1月～2月分】」の「早期給付」の実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>本支援金は、道からの要請に応じて営業時間短縮等を行った全道の飲食店等の事業者の皆様への支援金です。 今回の要請分については、「早期給付」として、要請期間の終了を待たずに支援金の一部を先行してお支払いすることとしております。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 協力支援金の早期給付について(全道一律) (1)支給要件(下記の全てを満たす必要があります。) ・要請期間1月27日(遅くとも1月29日)から2月20日までの全ての期間において、道の要請に応じていただくこと。 ・中小企業・個人事業者であり、かつ要請期間終了後から受け付ける全期間分の本申請を支給額を売上高に応じて算出する「売上高方式」で申請すること。 ・令和3年5月12日以降の要請に伴う協力支援金(飲食店等)の受給実績があること。(大規模施設等協力支援金は除く) ・要請期間中、営業時間短縮や酒類提供の停止などを店頭(店外)に掲示すること。 ・1月26日時点で飲食店営業許可を取得し、かつ要請期間の全てで当該許可が有効であること。</p> <p>(2)支給金額 1施設(店舗)当たり 35万円</p> <p>(3)その他の留意事項 早期給付を申請した場合でも、本申請(要請期間終了後の申請)は、必ず行っていただく必要があります。 本申請が行われない場合、要請に協力したことなど、支給要件に該当することの確認ができないため、早期給付で受給した分は全額返還いただくこととなります。 なお、早期給付の申請を行わなくても、本申請において、1月27日から2月20日までの要請期間分をまとめて申請することが可能です。本申請については、要請期間終了後に受付開始の予定です。</p> <p>2 早期給付の申請について (1)申請受付期間(予定) 令和4年2月4日(金) から 2月14日(月) まで (2)申請方法 申請先など詳細が決まり次第、ホームページ等で公開します。 URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html</p> <p>3 お問い合わせ 北海道感染防止対策協力支援金事務局 (1)電話番号 011-350-7377 (2)開設時間 8時45分～17時30分</p> <p>4 添付資料 支援金早期給付概要のチラシ</p>		



報道(取材)に当たってのお願い	新型コロナウイルス感染症の影響により事業資金を必要としている事業者の皆様幅広くご活用いただくため、積極的な報道をお願いいたします。
-----------------	---

担当(連絡先)	経済部 経済企画局 経済企画課(担当者:安彦、鈴木) TEL ダイヤルイン 011-206-6196 (内線 38-854,855)
---------	---

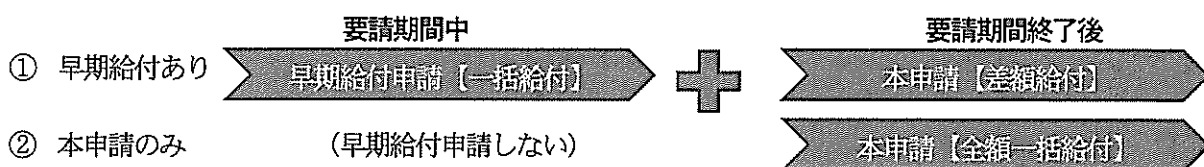
まん延防止等重点措置協力支援金（飲食店等）（令和4年1月～2月分） **早期給付**

営業時短等要請「1/27～2/20」に伴う協力支援金について、要請期間終了後の本申請前に一部を受けることができます。

【注意！】早期給付を受けた場合も要請期間終了後の本申請が必ず必要です！！
本申請が行われない場合は、早期支給で受領した分を全額返還していただきます

原則、要請期間終了後に申請受付・給付していた協力支援金ですが、1/27～2/20要請分については、申請要件を全て満たす場合、要請期間終了前の申請により給付額の一部を受けることができます。

◆1/27～2/20要請分の協力支援金の申請方法は、次の2パターンになります。



※①と②は選択可能ですが、これまで協力支援金の受給実績がない飲食店等は②本申請のみ

※①で早期給付を受けた場合も要請期間終了後の本申請が必要です。本申請後、早期給付額との差額を追加で給付します。(本申請がない場合は、早期給付額を全額返還していただきます。)

対象施設・申請要件

飲食店営業許可を受けて営業する「飲食店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）」、「キャバレー喫茶・カラオケボックス等の遊興施設」、「結婚式場」のうち、次の全ての要件を満たす者

従来の営業時間	認証店	認証店以外
20時までの営業	支援金の対象外	
20時を超えて 21時までの営業	5～20時までの営業時短 (酒類提供停止)	20時までの 営業時短 (酒類提供 停止)
21時を超えて 営業	次のいずれかを選択（当初の選択は変更できない） ①5～20時までの営業時短（酒類提供停止） ②5～21時までの営業時短（酒類提供11～20時まで）	

- 要請期間1月27日（遅くとも1月29日）から2月20日までの全ての期間において、道の要請に応じていただくこと
- 中小企業・個人事業者であり、かつ要請期間終了後から受け付ける全期間分の本申請を支給額を売上高に応じて算出する「売上高方式」で申請すること
- 令和3年5月12日以降の要請に伴う協力支援金（飲食店等）の受給実績があること
- 要請期間中、営業時間短縮や酒類提供の停止などを店頭（店外）に掲示すること
- 1月26日時点で飲食店営業許可を取得し、かつ要請期間の全てで当該許可が有効であること

早期給付額

1施設（店舗）当たり35万円

受付期間・申請方法

●受付期間 令和4年2月4日（金）～令和4年2月14日（月）

●申請方法 決まり次第下記ホームページでお知らせします

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouvousei.html>



《お問合せ》

北海道感染防止対策協力支援金事務局

専用ダイヤル 011-350-7377（受付時間：8：45～17：30）